

2019年3月17日

明治大学知的財産法政策研究所 (IPLPI) シンポジウム

「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」

これまでとこれから

主催者挨拶

高倉成男 (明治大学知的財産法政策研究所長)

シンポジウムの開催に当たり、主催者を代表して一言ご挨拶申し上げます。本日のシンポは、ダウンロード違法化対象範囲の見直し等に関する著作権法改正をテーマにして開催するものです。

当初の改法案に対し懸念を表明する共同声明を出した呼びかけ人の一人として、改正案が先送りになったことはよかったと思っておりますが、同時に、マンガ海賊版サイト対策の実行のための新たな改正案の提示とその実現に向けて大きな責任を負うことになったということを自覚しております。

様々な価値観が対立する価値多元化社会において、知的財産法制をどうデザインするかはたいへん難しい問題になっております。著作権と表現の自由のように価値観の異なる2つの権利を調整する際の基本的考え方は、一方の権利の保護のために他方の権利を制限する場合、その制限を必要かつ合理的な範囲に絞り込むことだと思っております。しかし、それでもだれもが納得するただ1つの正解にすぐたどりつくことはできません。できるかぎりきめ細かい調整 (ファインチューニング) を繰り返して行うことにより、より多くの方の納得感を少しでも高める努力を続けることがいっそう大切な大事なことではないだろうかと思っております。

本日のシンポジウムがそうした考え方に基づいて本件ダウンロードの問題を仕切り直して前に進んでいくための新たな一歩となることを祈念して主催者代表挨拶とさせていただきます。